

令和6年業種別署別労働災害発生状況（3月末累計）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

年・署別・局計等 業 種	令和6年(3月末累計)							令和5年(3月末累計)						局計対令和5年比較			
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)		
製 造 業	18	18	5	(1)	4		(1)	45	15	14	1		1	31	14	45.2	
食 料 品 製 造 業	8	12	4	(1)	4		(1)	28	8	8	1			17	11	64.7	
鉱 業								0						0	0	-	
建 設 業	13	12	(1)	5	(1)	6	1	(2)	37	16	(3)	19	3	2	(3)	40	▽ 3 ▽ 7.5
土 木 工 事 業	1	3						4	2	4	1		1	8	▽ 4 ▽ 50.0		
建 築 工 事 業	11	7	(1)	3	(1)	6		(2)	27	10	(2)	12	2	1	(2)	25	2 8.0
交 通 運 輸 事 業	3							3	5					5	▽ 2 ▽ 40.0		
陸 上 貨 物 運 送 事 業	10	4						14	8	1				9	5 55.6		
港 湾 荷 役 業								0	1		1			2	▽ 2 ▽ 100.0		
林 業								0				1		1	▽ 1 ▽ 100.0		
農 業、畜 産・水 産 業		2						2					1	1	1 100.0		
第三次産業（運輸を除く）	63	43	2	4	8		120		56	31	12	7	9	115	5 4.3		
商 業	16	10	1		1		28	20	8				2	30	▽ 2 ▽ 6.7		
	小 売 業	8	10	1		1	20	6	6				1	13	7 53.8		
	接 客 娛 楽 業	7	9		2	1	19	6	5	5	3	2	21	▽ 2 ▽ 9.5			
	旅 館・ホ テ ル	1	2		2		5	1	1	3	3	1	9	▽ 4 ▽ 44.4			
	飲 食 店	4	7				11	3	3	1		1	8	3 37.5			
	保 健 衛 生 業	16	7	1		2	26	13	10	3		3	29	▽ 3 ▽ 10.3			
	社 会 福 祉 施 設	12	6	1		2	21	9	8	2		3	22	▽ 1 ▽ 4.5			
	ビルメンテナンス業	7	3		2	1	13	6	1	1	1	1	10	3 30.0			
	そ の 他 の 業 種	17	14			3	34	11	7	3	3	1	25	9 36.0			
	全 産 業	(0) 107	(0) 79	(1) 12	(2) 14	(0) 9	(3) 221	(0) 101	(3) 65	(0) 17	(0) 8	(0) 13	(3) 204	17 8.3			

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（とく）除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（3月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮 古	はさまれ・ 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名 護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事のため、躯体周囲において単管足場の組み立て作業を行っていた。被災者が屋上から足場の階段で階下へ移動する際、高さおよそ10mの屋上付近の昇降設備から地面へ墜落し、搬送後に死亡したもの。
3	宮 古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12.8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。

※労働局にて把握した死亡災害の速報によるため、労働者死傷病報告にて作成している労働災害発生状況と件数は一致しない。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合があります。

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

令和6年4月1日より 化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます